

議案第61号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による採石法及び砂利採取法の一部改正に伴い、岩石又は砂利の採取計画の認可の申請等に対する審査に係る手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

41 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づく岩石の採取計画の認可の申請に対する審査	岩石採取計画認可申請手数料	1件につき	52,000円
42 採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	岩石採取計画変更認可申請手数料	1件につき	33,000円
43 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査	砂利採取計画認可申請手数料	1件につき	37,700円
44 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	砂利採取計画変更認可申請手数料	1件につき	17,000円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。